|  |
| --- |
| **２５１２．ＡＷＢ受渡書作成** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＡＤＰ | ＡＷＢ受渡書作成呼出し |
| ＡＤＰ０１ | ＡＷＢ受渡書作成 |

# 業務概要

保税蔵置場に蔵置されている輸出等許可済となったＡＷＢについて、保税蔵置場に対して搬出を依頼するために搬出可能な貨物の一覧表（以下、「ＡＷＢ受渡書」という。）を作成する。

（１）「ＡＷＢ受渡書作成呼出し（ＡＤＰ）」業務の場合

入力された保税蔵置場、航空会社、積込港等（以下、「抽出条件」という。）に該当するＡＷＢのうち当該保税蔵置場に蔵置されている全量が輸出等許可済になっている輸出貨物情報（ＡＷＢ番号、総個数、総重量、仕向地等）の呼び出しを行う。

（２）「ＡＷＢ受渡書作成登録（ＡＤＰ０１）」業務の場合

呼び出された輸出貨物情報に基づきＡＷＢ受渡書を作成する。

# 入力者

航空貨物代理店、通関業

# 制限事項

１業務で登録可能なＡＷＢ件数は最大１５件とする。

# 入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

# 処理内容

（１）ＡＤＰ業務の場合

（Ａ）処理単位

抽出条件単位に処理を行う。

（Ｂ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｃ）輸出貨物情報抽出処理

入力された抽出条件に基づき輸出貨物情報を抽出する。（ＡＷＢ番号は下１桁でソートし出力する。）ただし、以下の条件に合致した輸出貨物情報は抽出対象としない。

①ＡＷＢでない。

②指定された保税蔵置場から全量搬出されている。

③指定された保税蔵置場に蔵置されているＡＷＢの全量が輸出等許可済でない。

④ＡＷＢ受渡書が作成済である。

⑤貨物手作業移行がされている。

⑥貨物の差止めが行われている。

⑦貨物が訂正承認保留されている。

（Ｄ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｅ）注意喚起メッセージ出力処理

①抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

②登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（２）ＡＤＰ０１業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）ＡＷＢ受渡書番号払出し処理

ＡＷＢ受渡書番号をシステムで払い出す。

（Ｃ）輸出貨物情報ＤＢ処理

処理識別がスペースであるＡＷＢ番号についてＡＷＢ受渡書が作成された旨を輸出貨物情報ＤＢに登録する。

（Ｄ）ＡＷＢ受渡書情報ＤＢ処理

処理識別がスペースであるＡＷＢ番号を対象に次の処理を行う。

①ＡＷＢ受渡書情報を新規作成する。

②呼び出されたＡＷＢ番号を登録する。

（Ｅ）ＡＷＢ受渡書作成処理

処理識別がスペースであるＡＷＢ番号を対象にＡＷＢ受渡書を作成し出力する。ただし、処理識別欄の全てに処理対象外の旨が入力されている場合は、ＡＷＢ受渡書は作成しない。

（Ｆ）輸出貨物情報抽出処理

抽出対象となるＡＷＢ番号が輸出貨物情報に残存する場合、または入力された抽出条件に基づき輸出貨物情報を抽出する。（ＡＷＢ番号は下１桁でソートし出力する。）ただし、以下の条件に合致した輸出貨物情報は抽出対象としない。

①ＡＷＢでない。

②指定された保税蔵置場から全量搬出されている。

③指定された保税蔵置場に蔵置されているＡＷＢの全量が輸出等許可済でない。

④ＡＷＢ受渡書が作成済である。

⑤貨物手作業移行がされている。

⑥貨物の差止めが行われている。

⑦貨物が訂正承認保留されている。

（Ｇ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｈ）注意喚起メッセージ出力処理

抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

# 出力情報

（１）ＡＤＰ業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| ＡＷＢ受渡書作成呼出し結果情報 | なし | 入力者 |

（２）ＡＤＰ０１業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| ＡＷＢ受渡書作成呼出し結果情報 | 輸出貨物情報の抽出処理が行われた後も処理対象データが残存した場合 | 入力者 |
| ＡＷＢ受渡書情報 | なし | 入力者 |
| ＡＷＢ受渡書情報を出力する旨がシステムに登録されている | 保税蔵置場 |

７．特記事項

抽出条件の積込港は輸出貨物情報に登録されている輸出等許可を受けた積込港ではなく輸出貨物情報の積込港を対象とする。